フランスの最低賃金制度について

三谷 直紀

(神戸大学教授)

本稿は、フランスの最低賃金制度についてその制度的な側面とともに、若年雇用への影響など、その実態を概観した。フランスの最低賃金は、国際的にみて水準が高く、地域や年齢、職種等に関係なく、ほぼ一律に適用される。最低賃金の改定が直接賃金に反映する労働者の割合が35%にも及んでおり、労働市場の賃金決定に果たしている役割はきわめて大きい。最低賃金の改定は、物価等で自動的に決まる部分を除き、政府の裁量で決まる。しかし、最低賃金は、所得格差や貧困の解消にはあまり効果はなく、若年労働者など不熟練労働者の雇用に負の影響を与えている。所得格差や貧困の問題は時間当たり賃金の低さの問題というよりは、むしろ失業や雇用期間の短さという雇用の問題に起因する面が大きい。したがって、これらの問題に対して最低賃金だけでなく、積極的連帯所得手当RSAの導入など公的扶助制度や税・社会保障制度の改革・充実で対応する方向にある。さらに、政府主導による最低賃金の決定方式は、社会関係資本としての労使関係を劣化させていることが指摘されている。

月 次

- Ι はじめに
- Ⅱ 制度的側面
- Ⅲ 最低賃金の水準と推移
- IV 最低賃金労働者の実態
- V 最低賃金の雇用への影響
- VI 最低賃金と所得格差
- Ⅲ 最低賃金と貧困
- WI 公的扶助制度の改革
- Ⅳ 最低賃金制度と労使関係
- X おわりに

I はじめに

本稿では、フランスの最低賃金制度についてその制度的な側面とともに、最低賃金で働く労働者の実態、最低賃金引き上げが雇用、とりわけ若年雇用への影響や所得格差および貧困に与える影響、そして労使関係と最低賃金制度の関係等について

概観する10。

フランスの最低賃金は、国際的にみて水準が高く、また、年齢、職種や地域に関係なく、全労働者に一律に適用される。そして、最低賃金改定により、直接賃金に影響を受ける労働者が全労働者の約35%とかなりの割合に上っている。その意味で、労働市場における最低賃金制度の占める位置は他国に比してきわだって大きい。また、フランスでは最低賃金改定における政府の役割が大きい。消費者物価や生産労働者の平均実質賃金上昇率による自動的な引き上げ部分に加えて、政府が自由裁量によって引き上げることができる。

しかし、フランスの最低賃金制度は、若年労働者等の不熟練労働者の雇用に負の影響を与えている半面、所得格差や貧困の解消には、あまり役に立っていない²⁾。格差や貧困に対して、最低賃金だけでなく、他の公的扶助制度や税・社会保障制度の拡充によって対応しようとする方向にある。これまであった複雑な公的扶助制度等を整理統合

68 No. 593/December 2009

して, 負の所得税制度に似た, 就業促進的な公的 扶助制度 (積極的連帯所得手当 RSA) に 2009 年 6 月から移行している。

さらに、法的強制力が強く、政府主導による最低賃金の改定方式は、社会関係資本(Social Capital)としての労使関係を劣化させる恐れがある。フランスでは最低賃金の改定に当たっては政府の自由裁量によるところが大きい。その一方で、労働組合の組織率は先進国で最も低い半面、労働協約の強制的適用範囲が広く、労使が団体交渉によって自主的に賃金決定を行う慣行は乏しい。政府の決定する最低賃金によって賃金の引き上げが行われていることが示唆される。このことは、相互の信頼関係に基づいて、各部門(職場)の労働市場の実態に合わせて交渉によって賃金を決定していくという労使関係で最も重要な部分が社会関係資本として蓄積されないということを意味している。

こうしたフランスの最低賃金制度の実態や所得格差・貧困への影響、そして政府の対応等は、近年格差や貧困の広がりに伴い、最低賃金制度に対する関心が高まっているわが国にとっても示唆に富むものと考えられる。

以下の構成はつぎのようである。次節で最低賃金制度の制度的側面について述べる。Ⅲで,最低賃金の水準と推移についてみていく。Ⅳで,最低賃金で働いている労働者の実態について明らかにする。Ⅴで,最低賃金が雇用に与える影響について理論的・実証的研究を紹介するとともに,『労働力調査』(Enquête emploi en continue)の個票データを用いた分析結果を示す。Ⅵ~Ⅷで,最低賃金が所得格差や貧困に与える影響と公的扶助制度の改革についてみてみる。Ⅳで,最低賃金制度と社会関係資本としての労使関係について述べる。最後にまとめる。

Ⅱ 制度的側面

最低賃金制度は、労働協約の強制的適用範囲が 極めて広いという制度的特徴とともにフランスの 賃金決定制度の大きな柱のひとつである。

(特徴)

フランスの最低賃金の特徴として次のことがあ げられる。

第一に、最低賃金の水準が比較的高く、最低賃金制度の影響を直接受ける労働者が多いことである。最低賃金で働く労働者の雇用者全体に占める比率は非常に高く、2006年には15%を超えている。さらに、最低賃金改定の賃金への影響を直接受ける労働者の割合が約35%と異常に高い(図1)。

第二に、最低賃金制度の適用が他に例をみないほど、一律的であることである。民間部門の18歳以上のすべての労働者に一律に強制的に適用される。年齢や地域、業種や職種にかかわらず、単一の最低賃金が適用される。

第三に、最低賃金の改定は、賃金水準に大きな 影響を与えるにもかかわらず、労使の交渉はほと んどなく、実質的に政府が決めていることである。 物価や生産労働者の賃金上昇率によって法律で定 められたルールにしたがって自動的に決まる部分 以外は、政府が裁量的に決めている。

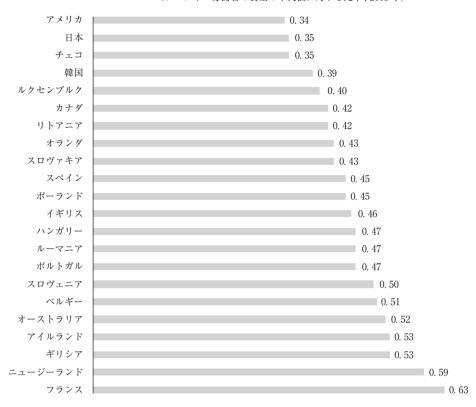
(歴史的経緯)3)

フランスでは、1915年に衣料関連の家内労働者に対して最初の最低賃金制度ができ、1936年に成立した労働協約の一般的賃金制度で、地域別職種・技能別の賃金の最低額(salaires minima)が設定された。しかし、本格的に全産業の労働者を対象とした最低賃金制度ができたのは1950年である。この最低賃金制度は、1970年に抜本的に改定された。それ以降40年間ほとんど変更なく今日まで引き継がれている。

1950年の(労働協約と集団的労働紛争解決の手続きに関する)法律で、賃金の自由な交渉と最低賃金制度 SMIG(salaire minimum interprofessionnel garanti)が定められた。そして、労使からなる全国労使交渉委員会に最低賃金の決定が付託された。注意すべきは SMIG では、当初地域別に異なる最低賃金が定められていたことである。1952年に、月次物価水準に連動(インデックス)することとなった。すなわち、物価上昇率が 5%を超えた場合はそれに合わせて SMIG も引き上げることとされた。しかし、平均賃金がこの時期生産性

図1 OECD22 カ国の最低賃金

(フルタイム労働者の賃金の中央値に対する比率, 2008年)



資料出所: OECD.Stat。

上昇により大幅な上昇を続けたこともあり、平均 賃金と SMIG の格差は拡大していった。1968 年 春のいわゆる「5 月革命」によって、SMIG は 35 %増という異常な改定がなされた。最低賃金と平 均賃金の間のあまりにも大きな不均衡を避けるた めに、政府は 1970 年に新たな最低賃金 SMIC (salaire minimum interprofessionnel de croissance) を導入した。地域間の調整はなされないこととなっ た。

SMIGからSMICへの移行は、SMIGの「生存のための最低の賃金」から「最も賃金の低い層が国の経済発展の恩恵を受けることができる収入、言い換えれば、雇用者全体の購買力に連動して上昇する最低賃金」(SMIC)への移行という意味合いがあった。興味深いことに、SMICは、当初、「最も収益の低い企業の大量倒産をさせるのでなく、また、最も技能の低い労働者の採用を妨げないような水準に制限されるべきである。(賃金引

き上げの)先鋭的な役割を果たすべきは SMIC ではなく、業種別労働協約の賃金の最低額(salaire minima)である」とされていた⁵⁾。

(最低賃金 (SMIC) の額と罰則)

SMIC は、時間当たり賃金の最低基準である。 2009 年 7 月の改定後の SMIC は、8.82 ユーロである (付表1参照)。これは、社会保険料控除前の賃金である。月間 151.67 時間(週当たり 35 時間労働)として月額に換算すると 1337.7 ユーロとなる。SMIC を下回る賃金で雇用者を雇うことはできずこれに反した場合は、雇用者 1 人当たり 1500 ユーロの罰金が課せられる。

(最低賃金 (SMIC) の適用範囲)

法的には SMIC の適用範囲は非常に広い。民間部門の,18歳以上の労働者には,一律の最低賃金がすべての産業,すべての地域に適用される。徒弟および訓練生の一部は適用除外である。また,16歳と17歳にはそれぞれ SMIC の80%および

90%に減額された最低賃金が適用される。

(最低賃金 (SMIC) の改定方式)

1970 年以降、SMIC の改定は、購買力を保証し、成長の果実を反映したものでなければならなくなった。それ以降 SMIC の改定方式はほとんど変わっていない。現在では、SMIC は次の三つの規程によって、全国労使交渉委員会(Commision national de la negociation collective)の意見をもとに決定される。通常は年一回7月1日に改定される⁶。

第一は、SMIC は、全国の消費者物価上昇率に連動して引き上げられる。この引き上げは年の途中でも、前回改定時より消費者物価指数が2%以上上昇した時は、自動的にSMICもその上昇分だけ引き上げられることが法的に決まっている。

第二は、SMICは、マクロの経済成長を反映させるために、生産労働者の時間当たり基本給の購買力の上昇率に連動して引き上げられる。7月1日の改定時には、SMICの購買力の年間上昇率は、生産労働者の時間当たり基本給の購買力の年間上昇率の半分を下回ってはならないと法的に定められている。言い換えれば、自動的に生産労働者の時間当たり基本給の購買力の年間上昇率の半分だけの実質のSMICの引き上げが行われる。

第三には、政府は自由裁量で上記ふたつの方法 で決まる SMIC の上昇率を上回る引き上げを行 うことができる。

(SMIC の対象となる賃金の範囲)

SMIC に関する義務が課せられている賃金の範囲は、基本給および各種の手当や賃金の補完的な性格をもつ現物支給などである。ただし、SMICを定めているデクレ(décret)には厳密には明文化されていないため最終的には司法の判断による。最低賃金の対象範囲としては、たとえば、現物支給、チップ、年末のボーナス、13カ月目の給与などが含まれる。一方、勤続手当(prime d'ancienneté)、集団能率給、労働条件・地理的条件に関連する手当、残業・夜勤・休日手当の割増分、奨励手当などは対象から外れる⁷。

(35 時間労働法制導入に伴う臨時的措置 (lois Aubry2 2000 et Fillon 2003))

2000年の法律 (lois Aubry2) により、1998年6

月15日以降に35時間労働制移行に伴うSMICで就業している労働者の月額収入の減少を補てんするために月額報酬保証GMR(Garantie mensuelle de remunération)が導入された。その内容は、週所定労働時間が39時間から35時間に短縮した事業所において、月収が減少する最低賃金労働者に時短前の水準の月収を保証するというものであり、実質的にSMICより高い時間当たりの最低賃金が適用されることになる(Berry 2008)。2002年までに5つのGMRが導入された。しかし、制度が複雑になりすぎたために、2003年の法律(loi Fillon)によって、3年をかけてこれらの異なる最低賃金をひとつに収束させることが図られた。そして、2005年には、GMRは消滅した。

(社会保険の保険料の軽減措置)

低賃金労働者の社会保険の保険料の事業主負担分の軽減措置は、SMICで働く労働者の労働費用の増大を抑えようとする政策である。この政策は、1990年代初めに、労働者の手取り収入を減少させることなく、不熟練労働者の労働費用を削減するために導入された。2007年には、その費用は200億ユーロ(GDPの1.1%)に達している。2007年7月1日現在、従業員20人以上規模の企業の最大軽減率は26ポイントである。これは、SMICで働く労働者の場合、18%の保険料の事業主負担分の軽減となる。この軽減措置は、1.6SMICで働く労働者の場合にゼロとなるように賃金に比例した軽減率で他の労働者に適用される。

しかし、保険料の軽減措置による社会保険料の 累進性は、「低賃金のわな」に導く可能性がある。 つまり、1%の賃金上昇が、1%をかなり上回る事 業主負担分の社会保険料の増加となる可能性があ り、労働者の昇給を妨げる可能性がある。最近の 研究結果では社会保険料の軽減措置はむしろ低 賃金労働者が低賃金状態から脱出することに 対して負の影響をもたらしているとしている (Lhommeau et Rémy 2008)。

Ⅲ 最低賃金の水準と推移

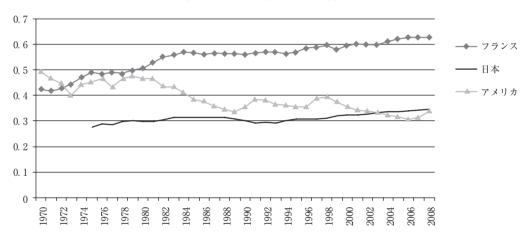
国際的にみて、フランスの最低賃金の水準の高

さと上昇傾向はきわだっている。賃金の中央値に対する比率でみると、2008年には 0.63となっており、これはデータが利用可能な OECD 加盟国 22 カ国中、最も高い水準である(図 1)。また、推移をみると、1970年以降ほぼ一貫して上昇傾向がみられる。とりわけ、アメリカが 1980年頃から最低賃金が相対的に低下したことと対照的である(図 2)。フランスの最低賃金 SMIC は、1970年の導入以来実質 150%以上上昇した。この背景には、上述のように、生産労働者の実質時間当たり基本給の上昇率の半分に自動的に連動して引き

上げられるという制度的な仕組みによるものに加えて、政府の裁量によって引き上げられた部分も大きい(図3)。特に後者は、選挙のたびに政治的に SMIC が大幅に引き上げられたことも反映している。

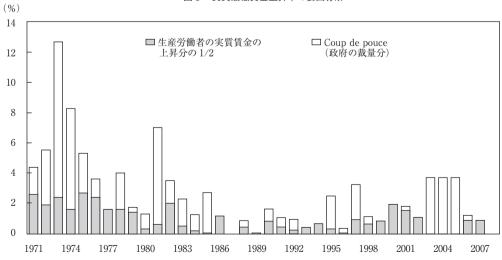
社会保険料の事業主負担分の軽減措置は,1993年から1997年の間に労働費用の相対的低下をもたらしたが,それ以後は労働費用でみても増加傾向にある。また,2003年から2005年にかけて,SMICやGMRの差異を平準化しようという政策(loi Fillon)によって,SMICの実質時間当たり購

図2 最低賃金の推移 (フルタイム労働者の賃金の中央値に対する比率)



資料出所: OECD.Stat。

図3 実質最低賃金上昇率の要因分解



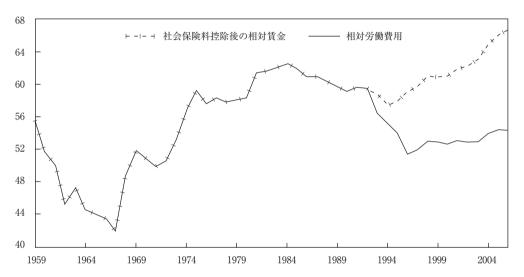
注:2003~2005年の期間は、生産労働者の実質賃金上昇分の半分による上昇は見送られた。 資料出所:Dares (フランス厚生労働省)。 買力が著しく上昇した(図4)。ただし,2007年 以降鈍化している。

N 最低賃金労働者の実態

最低賃金 SMIC で報酬を得ている労働者の割合⁸⁾は、2005年に16.3%に達した後、2006年15.1%、2007年12.9%となっている(図5)。内訳は、主に若年、女性、そして、サービス業で働く不熟練労働者である。25歳未満の若年における最低

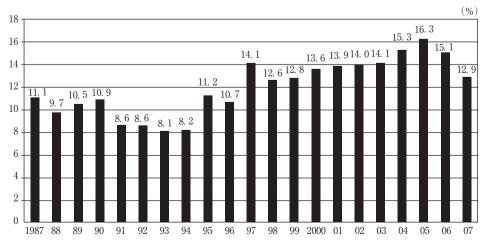
賃金労働者の割合は、25歳以上に比して約2倍である。女性労働者に占める最低賃金労働者の割合も男性に比べて約2倍となっている。それは、女性労働者の場合、衣服、小売業、対個人サービス等の産業で、パートタイム労働者として低い賃金で働く者が多いということを反映している。また、職業別には、あまり高い技能を要しない職業で最低賃金労働者の割合が高い。さらに、規模の小さい企業でその割合が高く、技能資格のない労働者に最低賃金労働者が多い(Seguin 2006)。

図4 最低賃金労働者の相対賃金と相対労働費用の推移(賃金の中央値の労働者=100)



注:ここでの社会保険料控除には、CSG と CRDS という税の控除も含んでいる。 資料出所:Dares(フランス厚生労働省)。

図5 SMIC または GMR の引き上げにより法的に賃金が改定される雇用者の割合(非農業,民間部門)



注:全雇用者。ただし、訓練生、政府・地方自治体職員、農業従事者、派遣労働者及び家庭内労働者を除く。 資料出所:Berry (2008)。

産業別にみると、対個人サービスに多い。とりわけ、ホテルやレストランで働く労働者に多い。また、小売業や対企業オペレーター・サービスでも多い(表1)。

雇用形態別には、パートタイム労働者で30.5%と雇用者全体に占める割合に比してかなり高い。とりわけ、ホテルやレストランで働くパートタイム労働者に最低賃金労働者が多い。また、対企業オペレーター・サービスや農業、食料品製造業で働くパートタイム労働者にも多い(表1)。

勤続年数別にみると,勤続年数が短い層で最低 賃金労働者の割合が高い。1年未満の層では,5 人に1人がSMICでの報酬を得ている。しかし, 最低賃金労働者の勤続年数別分布をみると,勤続 年数10年以上が4分の1を占めており,低賃金 からなかなか抜け出せない層がかなりいることを 示唆している(表2)。 つぎに最低賃金の引き上げが雇用に与える影響 についてみてみよう。

V 最低賃金の雇用への影響

図6は、最低賃金制度のあるOECD諸国の最低賃金の水準と相対若年就業率(20~24歳の就業率の25~54歳の就業率に対する比率)の関係を図示したものである。これによるとこのふたつの指標の間には、負の関係がみられる。フランスは最も最低賃金の水準が高く、最も若年の相対就業率の低い国である。ただし、こうした関係は必ずしも因果関係を示すものではない。最低賃金が雇用に与える影響は、労働市場が完全競争であることを仮定すれば負であるが、何らかの買い手独占状態である場合には、正である可能性がある。しかし、各国の最低賃金が雇用に与える影響について

表 1 2007年7月の SMIC 改定により法的に賃金が改定される雇用者の割合

(単位:%)

	雇用者全体	パートタイム労働者
農業,食品加工業	20.0	50.1
建設業	10.7	25, 2
商業	17.5	33.3
自動車販売・修理業	10.6	32.6
卸売業	8.9	22.0
小売業, 修理業	24.5	35.1
不動産業	13.8	25, 2
対事業所サービス (臨時を除く)	13.5	37.4
郵便・通信業	0.2	2, 2
コンサルタント業	7.2	24.3
操作サービス業 (臨時を除く)	30.5	52.1
研究・開発	1.0	1.5
対個人サービス (家庭内労働を除く)	30.5	46.9
ホテル、レストラン	40.8	60.4
リクリエーション,スポーツ,文化	7.0	11.6
人材派遣業	28.3	40.0
NPO (Actions associatives)	10.7	18.9
計	12.9	30.5

資料出所: Berry (2008)。

表 2 勤続年数別 SMIC 労働者の割合と分布

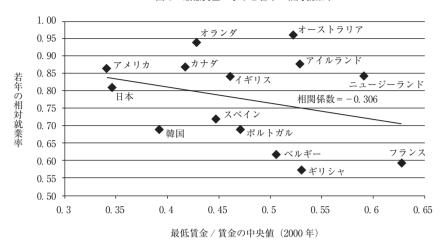
(単位:%)

勤続年数	SMIC 労働者の割合	SMIC 労働者の分布
1年未満	20, 2	9.0
1年以上2年未満	16.4	19.2
2年以上5年未満	12.7	28.1
5年以上10年未満	10.8	17.6
10 年以上	5.6	26.1

資料出所: Seguin (2006)。

論 文 フランスの最低賃金制度について

図6 最低賃金の水準と若年の相対就業率



注:若年の相対就業率 = 20~24 歳の就業率 /25~54 歳の就業率 (2000~2008 年の平均値)。 資料出所:OFCD Stat。

実証的に分析した多くの先行研究は、負の影響を 見出している。特に、不熟練労働者や若年の雇用 には有意な負の影響を見出している研究が多い (Neumark and Wascher 2008)。

フランスの最低賃金が雇用に与える影響につい ては、いくつかの研究があるが、それらの中には、 雇用に与える影響についてあまり有意な負の影響 を見出さなかったものもある。しかし、これら の研究は集計された公表値を用いた時系列分析が 多く、分析の精度が高いとはいいがたい。 Abowd *et al*. (2000a) は、アメリカとフランス の『労働力調査』 (Current Population Survey, l'Enquête emploi) の個票を用いて両国の最低賃 金の影響を詳細に分析した。その方法は、最低賃 金が引き上げられた時、新たな最低賃金よりも低 い賃金の労働者の雇用がどのようになるかに着目 し、これらの最低賃金に追い抜かれた労働者の就 業継続確率と、これらの労働者とあまり就業行動 が変わらないと考えられる、もともと新たな最低 賃金よりも若干高い賃金をもらっている労働者の 就業継続確率とを比較することによって, 雇用へ の影響を測るというものである。分析の結果、フ ランスでは新たな最低賃金よりも低い賃金で働い ていた労働者の就業継続確率は、もともと新しい 最低賃金より若干高い賃金をもらっていた労働者 と比較して有意に低い。しかも 25~30 歳層でそ

の低下幅は大きく、 若年雇用対策の対象でないこ の層を中心に雇用に負の影響があることを示した。 さらに、Abowd et al. (2000b) も同様に、最低 賃金の改定の雇用への影響を,新旧の最低賃金の 間で雇用されていた労働者(トリートメント・グ ループ) と改定後の最低賃金より少し高い賃金で 雇われていた労働者(コントロール・グループ)の 就業継続確率の差として計測した。その際、適当 な擬似実験を構築して Difference-in-Differences の手法を用いることで、これらふたつのグループ の就業行動の異質性によるバイアスを取り除く工 夫をしている。推計の結果、最低賃金の上昇によ る雇用への負の影響はアメリカではあまりないの に対して、フランスでは大きいこと、また、最低 賃金が低下した時の新規就業による雇用への正の 影響はどちらの国でもあまり大きくないことを見 出している。

こうした現象が、最近のデータでもみられるのであろうか? フランスで最低賃金の引き上げが積極的に行われた 2003 年から 2006 年にかけての期間について検証したのが、表 3 である。これは、SMIC の改定が毎年7月1日に行われることを利用して、第1四半期と第2四半期で雇用されていた者について、その賃金が SMIC と比較してどの程度であったかによって、SMIC 改定後の第4四半期の就業継続確率に差異があるかどうかを示

75

表 3 最低賃金の引き上げが就業継続確率に与える影響(男女計、2003~2006年のプールデータ)

(第1四半期または第2四半期に調査が始まり、かつ雇用されていた者のみを対象) (被説明変数=第4四半期の就業ダミー(就業=1、その他=0、プロビット分析)

	係数	z-値	係数	z-値	係数	z-値
女性ダミー (女性=1)	-0.0940	-2.85**	-0.0902	-2.79**	-0.0905	-2.78**
年齢	0.1244	13.04**				
年齢の二乗	-0.0017	- 14.39**				
勤続月数	0.0054	11.24**	0.0057	12.58**	0.0051	11.19**
勤続月数の二乗	0.0000	- 10. 24**	0.0000	-13.4 **	0.0000	-12.33**
有期雇用ダミー	-0.5965	- 12.35**	-0.5888	-12.24**	-0.6588	-13.44**
w ₁₂ <改定前 SMIC	-0.2564	-5.75**	-0.2855	-6.35**	-0.2624	-5.77**
改定前 SMIC<=W12<改定後 SMIC	-0.1664	-1.81*	-0.1684	-1.76*	-0.1754	-1.83*
改定後 SMIC <= W12 < 改定後 SMIC × 1.2	-0.0363	-0.72	-0.0047	-0.09	-0.0175	-0.34
改定後 SMIC×1.2<=w12<改定後 SMIC×1.3	0.0850	1.14	0.0884	1.19	0.0810	1.09
改定後 SMIC×1.3<=w12<改定後 SMIC×1.4	-0.0464	-0.6	-0.0411	-0.54	-0.0535	-0.70
(w ₁₂ <改定前 SMIC) *25 歳未満ダミー			-0.1668	-2.55**	-0.0699	-1.04
(改定前 SMIC<=w ₁₂ <改定後 SMIC) *25 歳未満ダミー			-0.0733	-0.28	-0.0979	-0.37
(改定後 SMIC< = W12<改定後 SMIC×1, 2) *25 歳未満ダミー			-0.4100	-3.45**	-0.3990	-3.35**
(改定後 SMIC×1, 2<=w12<改定後 SMIC×1, 3) *25 歳未満ダミー			-0.2540	-0.93	-0.2653	-0.97
(改定後 SMIC×1.3<=w12<改定後 SMIC×1.4) *25 歳未満ダミー			0.4047	0.85	0.3867	0.80
資格なしダミー	-0.0850	-2.03**	-0.0983	-2.40**	-0.0928	-2.25**
若年雇用対策による就業ダミー					-0.5021	-8.03**
定数	-0.6296	-3.33**	1,5299	24.73**	1,5916	25.33**
観察数	19422		19422		19422	
LR chi2	941.32		723, 25		784.1	
Prob>chi2	0		0		0	
疑似 R2	0.1164		0.0894		0.0969	
Log likelihood	-3573.76		-3682.79		-3652.37	

- 注:1) w12=第1四半期または第2四半期の実質賃金。年ダミー、学歴ダミー、地域ダミーあり。
 - 2) **および*はそれぞれ 5%および 10%の有意水準で統計的に有意であることを示す。
 - 3) 推計方法と使用したデータについては付注を参照されたい。

している。推計方法の詳細については、付注を参 照されたい。推計結果をみると、①年齢が若いほ ど就業継続確率は低い、②女性の方が就業継続確 率は低い、③勤続期間が短い者ほど就業継続確率 は低い、④有期雇用者ほど就業継続確率は低い、 ⑤低賃金労働者ほど、就業継続確率は低い、とり わけ、改定前の SMIC 未満の労働者、改定前の SMIC よりは高いが改定後の SMIC よりは低い労 働者の就業継続確率が低い、⑥若年(25歳未満) ダミーと SMIC との相対賃金ダミーとの交差項 をみると, 同じ低賃金労働者の中でも若年の就業 継続確率が低い、ということがわかる。このよう に、最近のデータを用いても、フランスでは、最 低賃金の引き上げは低賃金労働者、とりわけ若年 や不熟練労働者の雇用にマイナスの影響を与えて いると考えられる。

では、最低賃金は所得格差や貧困の解消につながっているのであろうか?

VI 最低賃金と所得格差

76

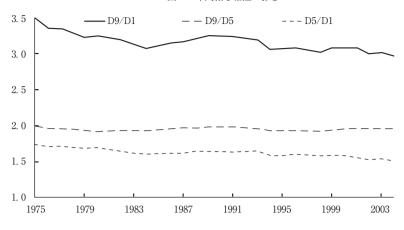
この節では、最低賃金が所得格差に与える影響

についてみる。

フランスの最低賃金 SMIC は、1970 年の導入 以来、平均賃金 (中央値)を上回って引き上げら れて来た。とりわけ、2002~2006 年にかけては かなり大幅な上昇をした。しかし、こうした SMIC の引き上げは、賃金格差の縮小にそれほど 寄与しているようには思われない。実際、この期 間の年間給与の格差の推移をみても、ほとんど変 化がみられない(図 7)¹⁰。

一方、SMIC の引き上げは、かなり広範にフランスの労働者の賃金に影響を与える。四半期ごとに行われている事業所調査(ACEMO)によって、SMIC の改定が行われる7月1日をはさんだ第2四半期と第3四半期の間の賃金の上昇率を賃金階級別に調べると、SMIC の1.4倍未満の賃金の労働者は1.4倍以上の労働者の賃金上昇率より明らかに高く、SMIC の改定の影響を直接受けると考えられる(Koubi et Lhommeau 2006)。その割合は、全雇用者の35%に達する(Cahuc et al. 2008)。SMIC 引き上げの影響が低賃金労働者の賃金に表れていることは、職種別の賃金(月額基本給)の上昇率をみてもうかがえる。生産労働者や事務

図7 年間給与格差の推移



注:民間部門及び半公的部門。給与は社会保険の保険料控除後のもの。

資料出所: CERC (2006)。

労働者の方が中間管理職や技術者・管理職よりも 賃金上昇率が高い。その傾向は、SMICの大幅な 改定があった 2003~2005 年において顕著である (表 4)。

しかし、SMIC の改定によって低賃金層で賃金 上昇率が高いのに、先にみたように年間給与の格 差がそれほど縮小していないのは、年間給与の格 差は時間当たりの賃金水準の格差によるのではな く、雇用期間の格差によって決まる部分が大きい からである。表5によると、時間当たり給与や週 当たりの労働時間にはあまり大きな格差はないも のの、年間の雇用期間の長短が年間給与の格差に 大きく寄与していることがわかる。つまり、年間

表 4 職種・職階別月額基本給の年平均上昇率

(単位:%)

	2000-2002	2003-2005
生産労働者	2.5	2.9
事務労働者	2.4	2.8
中間管理職	2.1	2.4
技術者・管理職	2.1	2.2
平均月額基本給	2.3	2.7
生産労働者の時間当たり基本給	4.2	3.0

資料出所: Dares (フランス厚生労働省), ACEMO。

表 5 年間給与とその構成要素の格差 (2002年)

	年間給与	時間当た り給与	週当たり 労働時間	年間雇用 期間
D2/D1	2.9	1.1	1.5	2.6
D9/D1	3.4	2.8	2, 2	3.3

資料出所: CERC (2006)。

給与格差は、(時間当たり)賃金の格差ではなく、 年のうちどれだけの期間雇用されているかという 雇用の格差によって決まっている。もし、SMIC 引き上げが低賃金労働者の雇用を奪う効果をもつ のであれば、SIMCの引き上げは確かに低賃金労 働者の時間当たり賃金を引き上げるが、それは雇 用されている者についてだけであり、雇用を奪わ れた労働者については賃金そのものがなくなる。

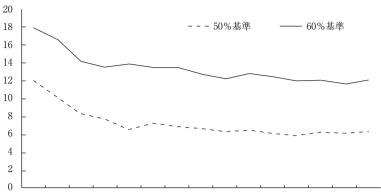
WI 最低賃金と貧困

1966年以降の貧困率の推移をみると、SMIC の引き上げがかなり大きかったにもかかわらず、あまり低下していない(図 8)。一方、表 6 は性・年齢別の貧困率を示している。これによると、女性や若年で高くなっている。とりわけ、18~24歳の若年層では(50%基準で)女性 9.9%、男性 9.6%に達している。この背景には、この層に対する公的扶助制度の適用がないことと就業率が低いことがある。

最低賃金は貧困に対して両方向の影響を与えると考えられる。ひとつは、SMICの引き上げは低賃金労働者の賃金を引き上げ、貧困率を下げる効果である。一方、逆に、低賃金労働者の雇用を奪い、貧困層を増大させる効果も考えられる。

表 7 によると、SMIC (でフルタイムで働いた時の所得) の 75%以上の勤労所得を持つ人の貧困率はわずか 1%である。これは、社会保障の給付を

図8 貧困率の推移



1970 1975 1979 1984 1990 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005

注:50%(60%) 基準とは、全世帯の所得の中央値の50%(60%)以下の所得の世帯を貧困と 定義するものである。ここでの所得は等価可処分所得である。

資料出所: INSEE - DGI, enquête Revenus fiscaux。

表 6 性・年齢別貧困率

(単位:%)

· · ·					
	女性		男	性	
	60%基準	50%基準	60%基準	50%基準	
18 歳未満	15.8	8.3	15. 2	7.7	
18~24 歳	18.6	9.9	16.4	9.6	
25~34	10.4	5.6	9.0	5.3	
35~44	12.9	7.1	11.0	6.3	
45~54	11.2	6.9	10.9	6.4	
55~64	9.9	4.9	9.6	5.4	
65~74	7.6	2.8	6.1	1.2	
75 歳以上	12.8	5.4	9.2	1.9	
年齢計	12.6	6.6	11.5	6.0	

資料出所:INSEE-DGI, enquête Revenus fiscaux 2005。

表 7 労働力状態,低所得及び貧困の関係

(単位:%)

	勤労所得及	貧困率	勤労所得が	勤労所得が
	び失業手当		SMIC Ø 75	SMIC の 75
	等の給付が		%未満で貧	%以上でか
	SMIC の 75		困でない人	つ貧困であ
	%未満の人		の割合	る人の割合
	の割合			
労働力人口計	19	5	77	1
失業者 (失業手当不受給)	97	38	61	0
失業者 (失業手当受給)	60	17	75	4
非自発的パートタイム労働者	44	8	85	2
自発的パートタイム労働者	35	5	88	1
年の1期間フルタイム労働者	51	10	82	2
年間を通してフルタイム労働者	0	1	_	1
自営業	31	11	70	2

注:SMIC はフルタイムで働いた時の収入。貧困の定義は50%基準。

資料出所: Laib (2006)。

受けていたり、他の世帯員の収入があるためと考えられる。これに対して、失業給付を受けていない失業者の場合、38%が貧困である。一方、年間を通じて働いている人のわずか1%が貧困である。この表は、明らかに貧困は就業機会の不足に起因しており、賃金の低さに起因しているのではないことを示している。

WⅢ 公的扶助制度の改革

SMIC が所得格差や貧困問題に対してあまり効 果がなく、むしろ、不熟練労働者の雇用を奪う弊 害が大きいとすれば、他の有効な貧困対策が求め られる。フランスでは、貧困対策 (système de minima sociaux) として、これまで多くの公的扶 助制度や税制が導入されてきた。しかし、制度間 に整合性がなく、政策的な意図も異なっており、 貧困対策としての効果も疑問視されるものがあっ た。そこで、2009年6月から、社会参入最低所 得手当 RMI (le revenu minimum d'insertion) や 母子手当 API (l'allocation de parent isolé) など を統合して一つの公的扶助制度として, 積極的連 带所得手当 RSA (Le revenu de solidarité active) が導入された。その特徴は、①手当の額は、家族 の状況と勤労収入の額で決まること、②勤労収入 が増大すると手当の額は減少し、勤労収入+手当 は勤労収入が多いほど多く、就業促進的であるこ と, ③求職者に対する支援を強化したこと, ④そ れまでの公的扶助制度を整理統合し、簡素化した こと、などである。

IX 最低賃金制度と労使関係

フランスの最低賃金は、先進国の中で最も政府の規制が強く¹¹¹、一律で適用範囲が広く、水準も高い。一方、フランスの労使関係をみると、民間部門の労働組合の組織率が5%前後¹²²と先進国で最も低く、かつ、経営者の視点から見て非協調的である。このふたつの事実の間には、相互に関連性があり、制度的な補完関係にあると考えられる。すなわち、事実上政府の裁量や法的ルールによって、最低賃金が決定され、それが広範な労働者の

賃金引き上げに波及していけば、労働者は組合費 を払って労働組合に入るインセンティブがない。 また、労使で交渉をして自主的に賃金を決定する ことがないため、 労使関係という社会関係資本 (social capital) への投資がなされず、信頼できる 労使関係が築けない。逆に、敵対的な労使関係で しかも組織率が低いと、労使関係という社会関係 資本への投資が乏しいため、労使で交渉して賃金 を決めるということが難しくなる。そこで、政府 規制の強い最低賃金制度にして、政府による最低 賃金の引き上げによって賃金の改定が行われるよ うな賃金決定方式にする方が効率的な制度となる。 フランスの対極にあるのがスウェーデンやノル ウェー, デンマークの北欧諸国である。これらの 国々では、労働組合の組織率が非常に高く、経営 者からみても労使関係は協調的である。そして, 各業種の最低賃金は労使が自主的に決めており. 法律や政府の規制による最低賃金制度の導入には 労使とも反対であり、最低賃金制度はない。ドイ ツでも IG メタルのような賃金交渉力のある労働 組合は、最低賃金制度の導入に反対している (Cahuc et al. 2008) Aghion et al. (2008) 1t, 最低賃金に関する政府規制の強さと労使関係の間 に上述の関係が存在することを理論モデルと実証 データで示した。理論モデルでは、複数均衡が存 在することが示され、そのひとつがフランス型で あり、もうひとつが北欧型である。

このように、フランスの最低賃金制度の特異性 の背景には、最低賃金の政府規制の強さと労働組 合の組織率の低下、労使関係の劣化という現象と の間に制度的補完性があることが示唆されている。

X おわりに

本稿では、フランスの最低賃金制度についてその制度的な側面とともに、最低賃金で働く労働者の実態、最低賃金引き上げが雇用、とりわけ若年雇用へ与える影響と所得格差および貧困に与える影響、そして労使関係と最低賃金制度の関係等について概観した。

フランスの最低賃金は,国際的にみて水準が高く,また,政府の規制が強く,年齢や職種,地域

によらず、全労働者に一律に適用されている。賃 金の改定は、自動的に物価や生産労働者の実質購 買力によって決まる他に, 政府の自由裁量で決ま る。最低賃金の改定の直接的な影響を受ける労働 者の割合が35%にも上るなど、最低賃金制度が 労働市場における賃金決定に果たす役割はきわだっ て大きい。しかし、最低賃金は、職に就いている 低賃金労働者の賃金の下支えとはなっているもの の、所得格差や貧困の解消にはあまり効果はなく、 むしろ、 若年労働者などの不熟練労働者の雇用に 負の影響を与えている。所得格差や貧困は、時間 当たりの賃金が低いから生じている問題ではなく. むしろ失業や雇用期間が短いという雇用の問題に 起因する面が大きい。また、事業主の社会保険の 保険料の軽減措置は、労働費用を低下させる一方 で低賃金から抜け出せない層を生み出している。 所得格差や貧困の問題に対しては、最低賃金制度 だけでなく、その他の公的扶助制度や税・社会保 障制度によって対応する必要がある。就業促進的 な公的扶助制度である積極的連帯所得手当 RSA への移行(2009年6月)はそうした対応を示すも のと考えられよう。

また、フランスでは、最低賃金制度における政府の規制が強いことが、労使の交渉によって賃金を決めるという労使関係の最も重要な役割を弱めており、社会関係資本としての労使関係の劣化をもたらしている。そのことが、さらに政府による最低賃金の改定に賃金決定を委ねる傾向を強めるという悪循環に陥っていることが指摘されている。

ただし、以上のような最低賃金制度に対する見方には、労働組合を中心として、反対意見も多い。たとえば、共産党系の CGT は、最低賃金を所得政策のひとつの手段として積極的に用いるべきであると主張し、SMIC の改定には政府の自由裁量を残し、低賃金労働者のニーズに合った増額をすべきであるとしている(Gautié 2008)。

このような情勢を踏まえ、2008年12月3日の法律は、専門家によって構成される独立した委員会を設置して、毎年のSMIC改定時に経済情勢をもとに全国労使交渉委員会(Commision national de la negociation collective)に報告書を提出し、SMICの政府裁量分の改定について助言を

行うこととした。また、SMIC の改定時期を 2010 年の改定分から現在の7月1日から多くの企業が賃金の改定を行う時期の1月1日に移すこととした¹³⁾。

以上のような最低賃金制度をめぐるフランスの 動向は、わが国にとっても示唆を与えている。ひ とつは、最低賃金の改定の際に客観的なデータに 基づいた雇用への影響などに関する専門家の判断 が参考とされる仕組みが設けられたことである。 ふたつは、貧困対策として、最低賃金だけでなく、 RSA の導入など公的扶助制度や税・社会保障制 度の改革・充実で対応しようとしていることであ る。みっつは、最低賃金制度への過度の依存は、 社会関係資本としての労使関係を劣化させる恐れ があることである。賃金決定は現場の事情を良く 知った労使が交渉し、自主的に行うことが本来の あり方である。最低賃金も含めた賃金決定制度を 社会的に公正で効率的なものにするために、わが 国の土壌(雇用システム)にあった社会関係資本 を醸成していくことが求められている。

付注 最低賃金の改定が低賃金労働者の就業継 続確率に与える影響の推計について

表3に示した「就業継続」確率はつぎのように 推計した。

用いたデータは、フランス国立経済統計研究所 (INSEE) が Web 上で公開している 『労働力調査 (Enquête Emploi en continue)』の 2003~2006 年 のマイクロデータである140。この調査は2003年 から改正され、四半期に1回調査されている。調 **査方法は、抽出した世帯に対する世帯調査である。** 抽出された世帯に対して、6四半期調査が行われ る。1回目と最後の回に労働力状態の他に所得に 関する調査が行われている。公表されているマイ クロデータには抽出世帯とその世帯員の識別番号 があり、少なくとも1年間は同じ人を追跡できる パネルデータとなっている。抽出サンプルは約7 万人で、各四半期でサンプル数が均等になるよう に抽出されている。この分析では、2003~2006 年のデータをプールして使い、賃金は四半期ベー スの CPI (2005 年基準) で実質化したものを用い

る。また、SMIC は各年7月のCPIで実質化した。

第1四半期および第2四半期に第1回目の調査 が行われた人で雇用労働した者のみのデータを使 う。ただし、最低賃金制度が適用されない18歳 以下の者を除く。第1四半期または第2四半期の 主な仕事の申告勤労月収 (Salaire mensuel déclaré de l'emploi principal) (諸手当を含む¹⁵⁾) をそれに 対応する労働時間 (Nombre d'heures correspondant au salaire déclaré) で割ったものを時間 当たり SMIC 改定前の賃金 (率) b wrate とする。 この時、その年の改定前の SMIC を psmic、改定 後の SMIC を nsmic とすれば、労働者を SMIC 改定前の賃金の大きさによって、 つぎのように 分類した。賃金 (b wrate) が①改定前 SMIC (psmic) より低い者、②改定前の psmic よりは等 しいか大きいが、改定後 SMIC (nsmic) より低 い者、③nsmic と等しいか大きいが、改定後 SMIC の 1.2 倍 (1.2×nsmic) より低い者, ④改 定後 SMIC の 1.2 倍 (1.2×nsmic) と等しいか大 きいが、1.3×nsmic より低い者、⑤改定後 SMIC の 1.3 倍 (1.3×nsmic) と等しいか大きい が、1.4×nsmic より低い者、⑥改定後 SMIC の 1.4 倍 (1.4×nsmic) と等しいか大きい者である。 これらのうち、どの賃金グループに属するかを示 すダミー変数を説明変数に加えることにより. SMIC と比較した第1四半期または第2四半期の 賃金水準によって、どのように SMIC の影響を 受けるかということが分析できる。

第4四半期の労働力状態において、労働者が就業している場合に1、失業または非労働力人口となっている場合に0をとるダミー変数をyとして、vを被説明変数とするprobit分析を行った。

$$Prob(y=1) = \Phi(\beta x) \tag{1}$$

ただし、Prob()は()内の事象が起こる確率を示す関数、x は説明変数のベクトル、 β は係数、 $\Phi($)は正規分布の累積密度関数である。

SMIC の名目値と実質値 (2005 年基準) は付表 1 の通りである。また、用いたデータの記述統計量は付表 2 に示されている。

- *本稿は、平成21年度関西労働経済学コンファレンスで報告した論文を加筆修正したものである。橘木俊韶(同志社大学)、大竹文雄(大阪大学)の両氏をはじめ、参加者から有益なコメントをいただいた。心から謝意を表する。本研究は、研究費(基盤(B)課題番号21330057)の助成を受けたものである。
- 1) 本稿は、Cahuc et al. (2008) によるところが大きい。フランスの最低賃金制度について政労使へのヒアリング調査も踏まえた興味深い論文として、Gautié (2008) がある。また、日本語の文献で、フランスの最低賃金制度を要領よくまとめているものに高津 (2009) がある。
- 2) ただし,このような見方に対しては労働組合を中心に異論 も多い。
- 3) フランスの最低賃金制度の歴史的経緯については、 CSERC (1999) が詳しい。
- 4) フランスの賃金制度においては、職種・業種別に企業横断 的に賃金等級があり、それぞれその最低賃金額 (salaire minima) が決まっている。詳しくは、三谷 (1999) などを 参照されたい。
- 5) Cahuc et al. (2008) o
- 6) 2010年の改定分から1月1日に改定されることになった。
- 7) より詳しい最低賃金の範囲については,高津 (2009) を参照されたい。

付表 1 SMIC の名目値と実質値

(各年7月の改定後の値、単位はユーロ)

	SMIC (名目)	SMIC (実質)	7月のCPI*	改定時期
2009 年	8.82	8. 27	106.64	2009/6/26
2008 年	8.71	8.10	107.49	2008/6/28
2008 年	8.63	8.04	107.34	2008/4/29
2007年	8.44	8. 17	103.33	2007/6/29
2006年	8, 27	8. 10	102.13	2006/6/30
2005年	8.03	8.04	99.91	2005/6/30
2004 年	7.61	7.75	98.17	2004/7/2
2003 年	7.19	7.52	95.66	2003/6/28
2002年	6.83	7.28	93.84	2002/6/28

^{*2008}年のふたつの CPI のうち下のものは 5月の CPI。

付表 2 記述統計量

変数	観察数	平均	標準偏差	最小值	最大值
第4四半期の就業ダミー (就業=1, その他=0)	19422	0.9467	0.22472	0	1
女性ダミー (女性=1)	19422	0.4892	0.49990	0	1
年齢	19422	40.787	10.5509	18	99
年齢の二乗	19422	1774.9	863.487	324	9801
勤続月数	19422	140.9	126.419	0	564
勤続月数の二乗	19422	35837.1	51251.3	0	318096
有期雇用ダミー	19422	0.0634	0.24375	0	1
W ₁₂ <改定前 SMIC	19422	0.2808	0.44938	0	1
改定前 SMIC<=W12<改定後 SMIC	19422	0.0306	0.17219	0	1
改定後 SMIC<=w12<改定後 SMIC×1.2	19422	0.1929	0.39457	0	1
改定後 SMIC×1.2<=W12<改定後 SMIC×1.3	19422	0.0794	0.27036	0	1
改定後 SMIC×1.3<=W12<改定後 SMIC×1.4	19422	0.0613	0.23983	0	1
改定後 SMIC×1.4<=W12	19422	0.3551	0.47856	0	1
(w ₁₂ <改定前 SMIC) *25 歳未満ダミー	19422	0.0396	0.19513	0	1
(改定前 SMIC<=w ₁₂ <改定後 SMIC) *25 歳未満ダミー	19422	0.0026	0.05118	0	1
(改定後 SMIC<=w12<改定後 SMIC×1.2) *25 歳未満ダミー	19422	0.0110	0.10415	0	1
(改定後 SMIC×1.2<= w12<改定後 SMIC×1.3) *25 歳未満ダミー	19422	0.0027	0.05168	0	1
(改定後 SMIC×1.3<= w12<改定後 SMIC×1.4) *25 歳未満ダミー	19422	0.0016	0.03992	0	1
(改定後 SMIC×1.4<=w ₁₂) *25 歳未満ダミー	19422	0.0070	0.08339	0	1
資格なしダミー	19422	0.1653	0.37149	0	1
若年雇用対策による就業ダミー	19422	0.0397	0.19525	0	1

- 注1: w12=第1四半期または第2四半期の実質賃金。
- 8) SMIC の改定によって、法的に賃金が改定される(賃金水 準が改定後の SMIC の水準を下回っている)労働者の割合 (事業所統計である ACEMO で推計)。
- 9) OECD (1998) は 1990 年代までの実証研究の結果を簡潔 に一覧表にまとめている。
- 10) ただし、1980 年代以降、IT やグローバル化等の影響でアメリカやイギリスなどでは賃金格差が大幅に拡大したのに対して、フランスでは拡大しなかった。その背景には、最低賃金制度が低賃金層の賃金を下支えしたことがあると積極的に評価する見方もある(Gautié 2008)。
- 11) 最低賃金額は労使交渉によって自主的に決められるという 西欧の賃金決定制度を前提とすれば、法律等による最低賃金 制度は政府による「規制」と考えられる。 Aghion et al. (2008) では、最低賃金に対する政府の規制の強さを示す指 数として、①法的強制力のある最低賃金制度の有無ダミー、 ②賃金の中央値に対する最低賃金の比率、③年齢、地域等で 適用される最低賃金が異なるかどうかのダミー、④労働協約 で決められた最低賃金が拡大適用される法的措置の有無、か らなるコンポジット指標を用いている。
- 12) 公的部門を含めると、組織率は 2007 年 7.8%である (OECD)。
- 13) 2009 年 6 月の専門家委員会の報告書は、フランスの最低賃金で働く労働者の労働費用が国際的にみて最も高い水準にあること等を指摘した上で、最低賃金の雇用への負の影響をはっきりと認め、経済情勢等も踏まえて、2009 年の SMIC 改定に政府裁量分を凍結することを助言している。http://www.travail-solidarite.gouv.fr/IMG/pdf/Rapport_SM IC.pdf
- 14) http://www.insee.fr/fr/bases-de-donnees/fichiers-detail.asp 調査方法や調査票等この調査に関する詳細な情報もこのサイトからダウンロードできる。
- 15) 『労働力調査 (Enquête emploi en continue)』では、最 低賃金が適用される賃金部分を厳密に特定することはできな い。そのため、諸手当を含む賃金を用いた。具体的は、「そ の他の手当」を「申告勤労月収」に加えたものを用いた。詳

しくは、注14)のサイトの個票データの解説を参照されたい。

参考文献

- Abowd, J. M., F. Kramarz, T. Lemieux and D. N. Margolis (2000a) "Minimum Wages and Youth Employment in France and the United States", in D. Blanchflower and R. Freeman eds., Youth Employment and Joblessness in Advanced Countries, NBER.
- Abowd, J. M., F. Kramarz, D. N. Margolis, T. Philippon (2000b) «The Tail of Two Countries: Minimum Wages and Employment in France and the United States», *IZA DP* No. 203.
- Aghion P., Y. Algan and P. Cahuc (2008) "Can Policy Influence Culture? Minimum Wage and the Quality of Labor Relations", *Discussion Paper*, IZA, No. 3680.
- Berry, J-B. (2008) « Les bénéficiaries de la revalorisation du SMIC au 1^{er} juillet 2007 », *Premières Informations Premières Syntèses*, mars, n° 10.3, Dares.
- Cahuc, P., G. Cette et A. Zylberberg (2008) Salaire minimum et bas revenus: comment concilier justice sociale et efficacité économique? Conseil d'analyse économique. (http://www.cae.gouv.fr/)
- CERC (2006) La France en transition, 1993–2005, La Documentation française.
- CSERC (1999) Salaire Minimum de Croissance, Paris, la Documentation française.
- Gautié, J. (2008) "France: Towards the End of the Active Minimum Wage Policy?" in D. Vaughan-Whitehead ed., The Minimum Wage Revisited in the Enlarged EU, ILO.
- Koubi, M. et B. Lhommeau (2006) «La revalorisation du SMIC et ses effets de diffusion dans l'echelle des salaires sur la période 2000-2005 », Première Synthèse, n° 27.1, Dares
- Neumark, D. and W. L. Wascher (2008) *Minimum Wages*, The MIT Press, Cambridge.

82 No. 593/December 2009

- Laib N. (2006) «Situation sur le marché du travail et pauvreté monétaire », Etudes et Résultat, DREES, n° 499. Lhommeau, B. et V. Rémy (2008) «Les politiques d'allégements ont-elles un effet sur la mobilité salariale des travailleurs à bas salaires? », Document de Travail, n° 134, Dares.
- OECD (1998) "Making the most of the minimum: statutory minimum wages, employment and poverty", OECD Employment Outlook, Chapter 2, OECD, Paris, pp. 31–79.
- Seguin, S. (2006) « Les bénéficiaries de la revalorisation du SMIC et des garanties mensuelles au 1° juillet 2005 » Premières Information, n° 09.2, Dares.
- 高津洋平 (2009)「フランスの最低賃金制度」『欧米諸国における最低賃金制度』第3章, 労働政策研究・研修機構, JILPT 資料シリーズ, No. 50.
- 三谷直紀 (1999)「フランスの賃金決定制度について」『国民経 済雑誌』,第 179 巻第 6 号, pp. 61-75.

みたに・なおき 神戸大学大学院経済学研究科教授。最近の主な著作に『日本自動車企業の仕事・管理・労使関係――競争力を維持する組織原理』(石田光男・富田義典と共著,中央経済社,2009年)。労働経済学専攻。